別記

# 契約単価の変更に関する特約事項

１　特約の目的

この特約は、石油製品の市場価格を的確に反映させるとともに、双方対等の立場において公正に変更契約を締結するため、国等による石油製品の販売価格及び原油の輸入価格の調査結果を基に、加算又は減算しようとする契約単価の変動額を算定する方法を定める。

２　用語の定義

(1) 当初月

契約期間の初日の属する月

(2) 調査月

北海道が変更契約の要否を検討する月

(3) 市場価格

経済産業省資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査のうち、「給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油)」の週次調査「調査結果一覧」（灯油配達現金価格・18 リットル）における毎月最初に調査された「北海道局の価格」を 18 で除した価格（消費税及び地方消費税の額を除いた価格（小数点第３位以下は切り捨てる。））とする。

(4) 市場価格の差額

市場価格の差額とは、当初月から調査月までの市場価格の差額のことをいう。

市場価格の差額＝【調査月の市場価格】－【当初月の市場価格】

(5) ＣＩＦ（シフ）価格

ア　当初月のＣＩＦ価格

石油連盟が公表している貿易統計のうち、「01.原油・粗油ＣＩＦ価格（旬間速報)」における当初月の前々月の下旬分と前月上・中旬分の合計金額を、当該期間の合計数量で除した価格(消費税及び地方消費税の額を除いた価格(小数点第３位以下は切り捨てる。))のことをいう。

イ　調査月のＣＩＦ価格

石油連盟が公表している貿易統計のうち、「01.原油・粗油ＣＩＦ価格（旬間速報)」における調査月の前々月の下旬分と前月上・中旬分の合計金額を、当該期間の合計数量で除した価格(消費税及び地方消費税の額を除いた価格(小数点第３位以下は切り捨てる。))のことをいう。

(6) ＣＩＦ価格の差額

ＣＩＦ価格の差額とは、当初月から調査月までのＣＩＦ価格の差額のことをいう。

ＣＩＦ価格の差額＝【調査月のＣＩＦ価格】－【当初月のＣＩＦ価格】

(7) 単価変動額

単価変動額とは、市場価格の差額（小数点以下は切り捨てる。）と直近までの契約変更の状況を勘案した変動額のことをいう。

単価変動額＝【市場価格の差額】＋(【１番最初の契約単価】－【現行の契約単価】)

(8) 経費等変動額

経費等変動額とは、市場価格の差額とＣＩＦ価格の差額を比較し、いわゆる仕入価格の増減を表わす変動額のことをいう。

経費等変動額＝【市場価格の差額】－【ＣＩＦ価格の差額】

3　契約単価の変更及びその方法

契約単価の変更及びその方法は、次のとおり行うものとする。

(1) 契約単価の変更は、単価変動額に１円以上の増減が生じた場合に行うものとする。

(2) (1)の場合において、経費等変動額の状況に応じ、契約単価を次の方法により決定する。

ア　経費等変動額が「０円以上（プラス)」のとき

契約単価の変更額は、単価変動額とする。

イ　経費等変動額が「０円未満（マイナス)」のとき

契約単価の変更額は、単価変動額に１円を加算した額とする。ただし、その額が「０円」となる場合については、その月の契約単価の変更は行わないものとする。

(3) 契約変更の適用の時期は、調査月の１日とする。

(4) 初回の契約単価の変更

契約期間の初日の属する月の翌月から実施する。

4　その他留意事項

本特約は、契約書第３条第２項による契約変更の場合に適用されるものであり、災害等による経済情勢の激変や予期することのできない事象があった場合は、契約書第３条第１項により、別途協議を行い契約単価の変更を行うものであること。